

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

お知らせ ○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 …………… 予 算 経 理 課 1 頁

お 知 ら せ

平成25年 7月30日付け三重県公報第2517号に、教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示が次のように掲載されました。

三重県告示第484号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成25年 7月30日

三重県知事 鈴 木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 当分の間、別表第1第11号の項(E)の欄の規定の適用については、同欄中「生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」とする。

別表第1第1号の項(E)の欄中

「 三重県高等学校水
産教育研究会 」

を

「 三重県高等学校水
産教育研究会
三重県高等学校看
護教育研究会
三重県高等学校情
報教育研究会
三重県高等学校福
祉教育研究会 」

に改め、同表中第8号の

項を削り、第9号の項を第8号の項とし、第10号の項から第22号の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成25年度分の補助金等から適用する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成25年 8月 1日から施行する。

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
合 資 会 社 黒 川 印 刷